

第8回議会運営委員会記録

平成30年2月27日

【開催日】 平成30年2月27日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後3時30分～午後3時50分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	笹木 慶之
委員	奥 良 秀	委員	河野 朋子
委員	高松 秀樹		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰		
----	------	--	--

【事務局出席者】

事務局長	中村 聡	議会事務局次長	清水 保
議事係長	中村 潤之介		

【付議事項】

- 1 市議会モニターについて
- 2 その他

午後3時30分 開会

大井淳一朗委員長 お疲れ様です。第8回議会運営委員会を開会いたします。

お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほどよろしくお願いいたします。まず付議事項一点目、市議会モニターについてです。資料1、これは、先日市議会モニター4名の連名で要請書がありまして、ホームページへの公開、モニターの役割の明確化、平成30年度モニター募集について早急に明確な回答を要請するという要請書を頂きました。それを受けて、前回の議会運営委員会でこれについては、今日議論するというお話をしておいたと思います。これについての対応策ということでお手元にあります案文を読み上

げますと、要請内容を議会運営委員会で審議した上で回答案を作成し、議長名の文書で要請者に回答するとともに、モニターの意見としてホームページで公表するという対応案を考えています。回答案については要請書に対する回答案ということで御理解いただければと思います。まず、ホームページへの公開ですが、先ほど申し上げましたように要綱どおりに従うということで、議会の活動及び運営に関する意見の要旨と意見に対する議会の考えと対応をホームページに掲載することを考えています。執行部に対する意見については、取りまとめて文書で執行部に申し送るということで対応させていただくという案です。氏名の公表については、市議会モニターの名簿は公表しますが、個別意見に対してのモニター名は付与しないという案です。②モニターの役割の明確化ですが、読み上げますと、市議会モニター制度の目的は現在行っている議会の活動及び運営について、市民の忌たんのない意見を広く聴取し、反映させることにより、市民からより信頼される議会になろうとするものである。したがって、最も求められるモニターの役割は、議会の活動及び運営に関する多種多様なモニター個人の意見を文書で提出することである。ということで、これで回答しこれを基に役割を明確化していきたいと考えています。③平成30年度のモニターについてですが、今年度のモニターの意見を踏まえ、3月定例会期中に市議会モニター設置要綱の見直しを行う、その上で、次期モニターの任期を7月1日から翌年6月30日までの1年間とし、5月15日発行の議会だよりで募集するという案です。この任期をどこで区切るかということを経験しました。任期を3か月延ばすということも少し投げ掛けたところもあるんですが、委員の皆さんからもあくまでも要綱は3月31日となっているんだから、ここでしっかり区切るべきだと。ただし、4月1日から裁断なく始めるのは物理的に難しいということで、また募集については、本来であれば議会だよりで募集するのが筋であろうということから、5月15日それから1か月程度の募集期間を経て、7月1日からスタートし、今後は7月1日から6月30日までの1年間で、といっても任期についてはまた議論はしますが、今のところは1年間ということで、任期については対応して

はどうかという意見も頂きましたので、このような30年度のモニターについての回答案とさせていただくことで、皆様に提示をしています。以上3点、ホームページへの公開、モニターの役割の明確化、平成30年度モニター募集について早急な明確な回答をとということです。今お手元にある回答案のとおりに提示をさせていただいたところですが、皆さんの意見をお伺いしたいと思います。なお、文書については、これが決定しましたら早急に取りまとめたものを皆さんに配布しまして、すぐに意見を聴いて、これでいいよということになれば、最終的には議会運営委員会で確認をし、速やかにホームページへ公開したいと考えています。はい、この要請書の回答、対応案と回答案について特に皆さんで何かあれば。

高松秀樹委員 委員長が最後「意見を頂いた」って言われました。最後のほうの説明で「という意見を皆さんから頂いたのでうんぬん」という。皆さんというのは。

大井淳一郎委員長 これは議会運営委員会で今後の対応についてはどうしようかということで、委員から頂いたということで、モニターからの意見ではないです。

高松秀樹委員 まず3番目の回答案のところのホームページへの公開について、最後のほうに「意見に対する議会の考え方と対応をホームページに掲載する」と。ということはホームページへの公開はすぐされることではなくて、また議運が開かれて議会の考え方をまとめるということですか。

大井淳一郎委員長 まず、回答案の中で、例えば要旨を公開するとか個別意見にモニター名を付与しないということもありますので、これでいいということで了解を得られたらそれに応じた文書を速やかに送って、皆さんで確認をしていただき、議運を開いて最終的にこれを公表することの確認を取りたいと考えています。

高松秀樹委員 1番最後の「次期モニターの任期を7月1日から翌年6月30日までの1年間として、うんぬん」とあるのは、実際には市議会モニター設置要綱見直しを3月定例会中に行うことで決まってくるということになりますね。

大井淳一郎委員長 あくまでこれで回答しますので、これをベースに進んでいきますけれども、要綱の見直しの中で任期もこうしたらいいというのがあれば、当然変わる可能性もゼロではありませんが、取りあえず現時点での回答ということで。目標です。

高松秀樹委員 6月定例会って、大体いつからいつまででしたか。

中村議会事務局長 通常、6月の頭から6月の末までです。

高松秀樹委員 ということは7月1日というのが既に6月定例会が終わって閉会中ということになるのかなという気がするんですが、できるならば議会に合わせて任期が始まるほうがいいという気がします。しかし、今からのスケジュールの問題で募集も含めて、間に合いそうもないということでこの日程にしてあるのかなと。

大井淳一郎委員長 6月定例会と言いましても、5月臨時会が必ずある関係で6月第2週ぐらいから始まると思います。理科大の件が入ることもあったし、年によっては6月定例会の日程もバラバラだったという気がします。6月中には終わっていたと思いますけど。なかなかきれいにはいかないのかなと。

高松秀樹委員 例えば6月1日にすると、1か月遡るわけですね。ということは5月15日号発行の議会だよりが、このままいくと4月15日号・・・4月15号はないのか。この前の議会だよりはいつなんですか。

大井淳一郎委員長 大体、議会が終わって翌々の、つまり3月定例会の議会だよりということです。「了解」と呼ぶ者あり）5月15日から1か月程度の募集をするということで。あと選考もあります。こういう対応でいきたいと思います。

笹木慶之副委員長 一つはこの流れのこと。今確認されたようにこれが最短距離での手続だということになるわけですね。ただ、問題は継続性がないというところに問題が残ってくるわけですね。それについては、現行の要綱が不備であるということ、だから修正を掛けなくてはならないという大前提が起こるわけですね。それに対しては、きちっとした対応が必要ではないかということです。何かの、こうこうこうだからこうだということが要るのではないかと。途中で切れますから。それが一点。二点目は、次のモニター要綱の見直し。これは広聴委員会でやるんですか。これはここでやるわけにはならないと思いますが。いわゆる広聴委員会が機能していますから広聴委員会のほうでそれを即協議してもらって出すのか、あるいは議運でやるのかを決めておかないと。

大井淳一郎委員長 この要請書を見るとモニターの要綱の見直し自体は議会運営委員会で対応したいと考えています。その後の担当部会については、制度設計の中でも議論されると思いますが、これは議運になるのか言われるように広聴委員会になるのかもしれませんが。それはまた来年度の制度設計の中で議論したいと思います。全般については、設置要綱に従いますと、3月31日が期限ですので、本来であれば4月1日が理想ですけど、私をはじめ議会側で不手際があったところもありまして、スムーズにつなぐことができないということがありました。要綱の見直しについては、3月31日までになっているのを、回答にしているように7月1日から6月30日に改めることはしていくと思います。よろしければ資料1のとおり議運決定としたいと思います。先ほど申しあげましたようにホームページへの公開については、これを基に速やかに文書を皆

さんに配布し、確認をして最終的に議会運営委員会で公表のものを出して、これで行くと決めたいと思います。この時期についてもそんなに先のことではなくて、まだ何日とは言えませんが来週中には必ずやろうと思います。決まりましたら皆様にお知らせします。それから、市議会モニターについて、今年度の対応についてはお話ししたとおりですが、来年度に向けての協議です。これは3月定例会中に設置要綱の見直しを行うということですが、考えられる論点を幾つか示したいと思いますので、皆さんの会派へ持ち帰っていただければと思います。まず、もちろん漏れがあるし協議の中でほかにもこういうことが問題になるんじゃないかということは皆さんで言っていただければと思います。まずは市議会モニターの設置目的です。私たちが今一度明らかにしていこうと思います。私たちがモニターさんに何を求めているのかということを変更して確認したいと思います。それに応じて3条にありますモニターさんの職務で、何を、どういったことをお願いするのかについて、この辺はモニターからの要請書にもありましたモニターの役割の明確化にもつながろうかと思います。定員と任期ですが、これについてもどうしていくのか。18歳以上とか市内住所は有しないけれども市内に勤務、通学する者とか、国会議員等でない者と要件はありますけれども、モニターになれる要件についても少し考えていきたいと思います。それから第6条にあります公募についても、現在は公募のみで行っていますが、公募だけにするのか推薦団体の委嘱も考えていくのかを議論していきたいと思います。第7条の委嘱や解嘱についてもチェックをしていきたいと思います。8条の、提出された意見の取扱いについてですが、特に期限を定めずに、また内容も議会運営に関する活動及び運営に関するという範囲内でお願いをしていますが、先ほどのモニターの職務と併せて、この提出された意見をどのような意見を頂くのかということと、出された意見をどのように取り扱っていくのかも議論していきたいと思います。最後に、笹木副委員長からお話がありましたように、担当の委員会も議会運営委員会なのか広聴特別委員会等をお願いするのも議論していきたいと思います。モニター会議の位置付けも要綱の見直しの中で議論になるかもしれ

ません。こういったことが思い付く範囲内での論点です。皆さんで持ち帰って3月定例会中に制度設計をしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。1点目は以上とします。2点目、その他については、山口東京理科大学調査特別委員会で所管事務調査をしておりますけれども、これに対する報告をしたいとの申入れが特別委員長から議長へありまして、議長から私へ話がありました。これについては、もちろん3月9日にも所管事務調査がありますので、これを受けて最終日に山口東京理科大学調査特別委員会のほうから報告をするという形をとりたいと考えています。具体的に日程追加等の話になりましたら議会運営委員会を開いて、最終的にこれでいくという決定をしたいと思えます。私のほうは以上ですが、特別委員長が委員でいらっしゃいますので、高松委員のほうから何か補足があれば。「ありません」と呼ぶ者あり)分かりました。そのようなことがあるということをお含みいただければと思えます。そのほか、皆さんで確認、よろしいですか。

笹木慶之副委員長 さっきの会派で取りまとめる時期はいつ。期日を決めたほうがいいかと思えます。モニターの意見。

大井淳一郎委員長 これについては、3月5日にしましょう。5日までに皆さんのほうでよろしく。5日の一般質問が終わるまでということにします。以上をもちまして、議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午後3時50分 散会

平成30年（2018年）2月27日

議会運営委員長 大井 淳一郎